

平成 30 年伯耆町  
第 2 回定例会

条例等議案説明資料概要



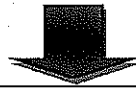
平成 30 年 6 月

伯耆町 総務課

## 議案等説明資料

提出課：住民課

議案番号 36	専決処分について(伯耆町税条例等の一部改正について)													
(提案理由及び概要)														
1. 理由	地方税法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日付けで施行されたことに伴い、伯耆町税条例等の一部改正を専決処分したので、これを報告し承認を求めるもの。													
2. 概要 (改正内容)	<p>(1)固定資産税</p> <p>①生産性向上特別措置法施行に伴い、町内中小企業者等のうち、先端設備導入計画の認定を受けた者の、一定の設備投資(償却資産)に係る固定資産税を、平成30年度から平成32年度までの取得分について、3年間課税しない。</p> <p>②固定資産税の課税の特例を3年間延長する。          ・土地価格が著しく均衡を失すと認める場合における下落修正を実施する。          ・宅地の課税標準額の上限を評価額の70%とする。</p> <p>(2)たばこ税</p> <p>旧3級品以外のたばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>H30.10.1</th> <th>H32.10.1</th> <th>H33.10.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5,262円</td> <td style="text-align: center;">5,692円</td> <td style="text-align: center;">6,122円</td> <td style="text-align: center;">6,552円</td> </tr> </tbody> </table>			現行	改正後			H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
現行	改正後													
	H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1											
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円											
	※税率は1,000本当たり													
3.専決処分日	平成30年3月31日													
4.施行期日	平成30年4月1日													

議案番号 37	専決処分について(伯耆町国民健康保険税条例の一部改正について)															
(提案理由及び概要)																
1. 理由	地方税法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日付けで施行されたことに伴い、伯耆町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したのでこれを報告し承認を求めるもの。															
2. 概要 (改正内容)	<p>(1)低所得者に係る保険税軽減の拡充</p> <p>① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27.5万円(現行:27万円)に引き上げる。</p> <p>② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円(現行:49万円)に引き上げる。</p>															
【現行】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■軽減判定所得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7割軽減基準額＝総所得金額の合算額が33万円以下</li> <li>・5割軽減基準額 ＝総所得金額の合算額が 33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下</li> <li>・2割軽減基準額 ＝総所得金額の合算額が 33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下</li> </ul> </div>															
【改正後】																
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■軽減判定所得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7割軽減基準額＝総所得金額の合算額が33万円以下</li> <li>・5割軽減基準額 ＝総所得金額の合算額が 33万円+27.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下</li> <li>・2割軽減基準額 ＝総所得金額の合算額が 33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下</li> </ul> </div>															
	<p>(2)賦課限度額の引き上げ</p> <p>医療(基礎課税)分の賦課限度額を58万円(現行:54万円)に引き上げる。</p>															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療 (基礎課税) 分</th> <th>後期高齢者 支援分</th> <th>介護納付金 分</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>54万円</td> <td>19万円</td> <td>16万円</td> <td>89万円</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>58万円</td> <td>19万円</td> <td>16万円</td> <td>93万円</td> </tr> </tbody> </table>		医療 (基礎課税) 分	後期高齢者 支援分	介護納付金 分	合計	現 行	54万円	19万円	16万円	89万円	改正後	58万円	19万円	16万円	93万円
	医療 (基礎課税) 分	後期高齢者 支援分	介護納付金 分	合計												
現 行	54万円	19万円	16万円	89万円												
改正後	58万円	19万円	16万円	93万円												
3.専決処分日	平成30年3月31日															
4.施行期日	平成30年4月1日															